

## ～石川県賃貸型応急住宅について～

（「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害」による被災者の皆様

令和7年8月19日時点

### ○ 制度概要

賃貸型応急住宅とは、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅（アパート等）を応急仮設住宅として提供するものです。

### ○ 対象者

災害時「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害」において、石川県（災害救助法の適用を受けた市町※1）に居住する方であって、次の（1）及び（2）に該当する方※2。

- （1） 自らの資力をもってしては、居住できる住宅がなく、住宅の確保が困難な方。
- （2） 次の①から④のいずれかに該当する方。
  - ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方。
  - ② 「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方。
  - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方。
  - ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限ります。）。

※1 金沢市。

※2 （1）及び（2）に該当する場合であっても、審査結果により制度を利用できないことがあります。

### ○ 賃貸型応急住宅として入居可能な物件

次の要件を満たす石川県内の住宅が対象となります。

#### （1） 費用

- ・ 家賃 入居希望物件の所在地により下記の通り区分します。

【石川県内】

|          |        |
|----------|--------|
| 1人の世帯    | 6万円以下  |
| 2人以下の世帯  | 8万円以下  |
| 3人～4人の世帯 | 10万円以下 |
| 5人以上の世帯  | 12万円以下 |

※ 超過分を自己負担で入居することはできません。

※ 入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童（以下、「未就学児」という。）は、入居人数に含めません。ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人（小数点以下切り上げ）として換算します。

- ・ 共益費（管理費） 貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。
- ・ 退去修繕負担金 家賃の2か月分以内
- ・ 礼金 家賃の1か月分以内
- ・ 仲介手数料 家賃の0.55か月分以内
- ・ 入居時鍵交換費 実費

#### （2） 耐震基準

- ・ 原則、耐震性が確保されている住宅。

#### （3） その他

- ・ 貸主から同意を得ており、不動産業者があっせんした住宅。
- ・ このほか、賃貸型応急住宅として適当と認める要件を備えた住宅。

<裏面もご覧ください>

### ○ 入居期間

入居日から2年以内。

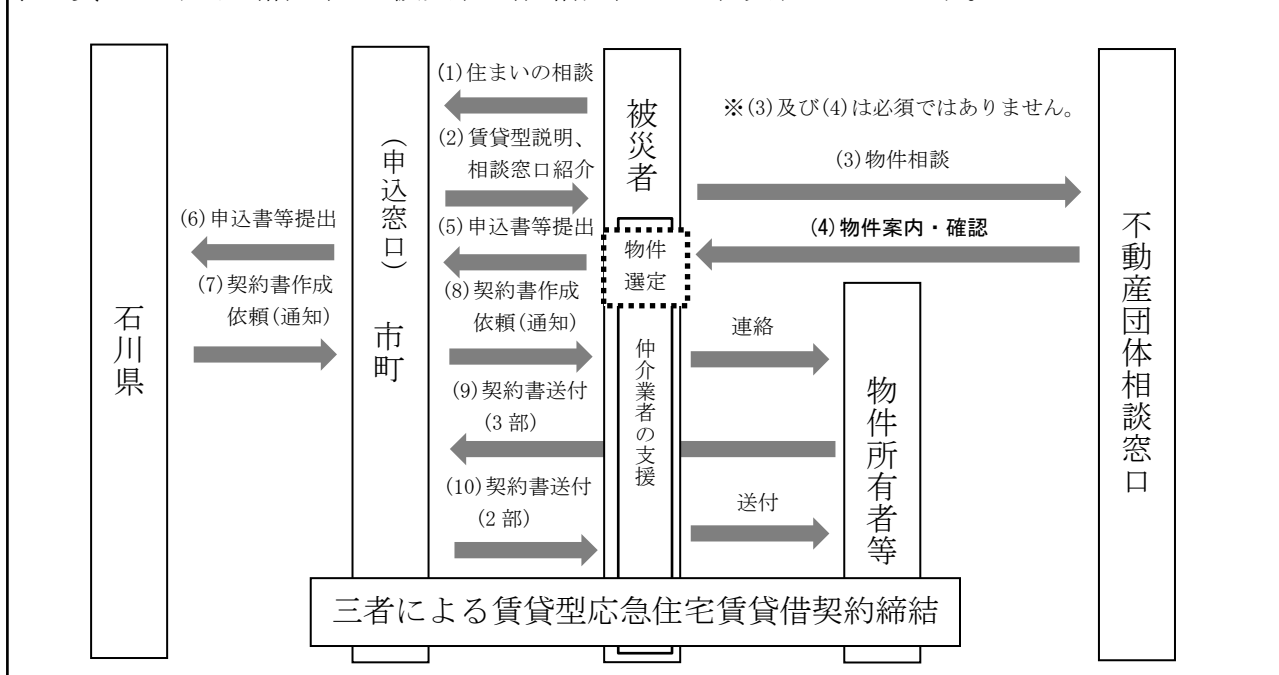
※ 災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から１年以内ですが、１年以内に新たな物件に入居することが困難な場合には、県と市町の協議・合意により、１年の範囲内で延長ができます。（最長２年以内）

※ 恒久的な住まいの確保後は速やかに退去する必要があります。

※ 応急修理制度を併用する場合は応急修理を申し込んだ日から 6 か月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。

## ○ 賃貸型応急住宅の提供に係る手続きの流れ

◇ 貸主－市町（借主）－被災者（転借人）の三者契約となります。



### ○ 注意事項

- ・ 申請内容の不実及び入居条件違反等が判明した場合、契約を解除します。この場合、市町が支払いをした家賃等は返還していただきます。
- ・ 市町長、貸主及び入居者との間で三者契約を締結します。本契約前にご自身と貸主の間で契約（二者契約）した際の仲介手数料、家賃債務保証料、火災保険料は原則返金されません。
- ・ 三者契約は定期賃貸借契約です。契約期間満了により賃貸型応急住宅の提供は終了となります。
- ・ 契約期間内に退去する場合でも違約金は発生しないものとします。
- ・ 被災住家の写真（被害の程度が分かるもの）は申請時に必要となる場合があります。

○ お問い合わせ先

＜物件（賃貸住宅）に関すること＞

県内の各宅地建物取引業者（不動産業者）

※ 本制度は、不動産団体の会員以外も利用可能です。

不動産団体

電話番号

受付時間

公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会

076-291-2255

平日 9:30~16:30

公益社団法人 全日本不動産協会石川県本部

076-280-6223

平日 9:00~17:00

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

0120-37-5584

平日 10:00~17:00

### ＜賃貸型応急住宅の制度に関すること＞

- ・ 申請窓口 ※ 申請窓口は被災した市に限ります。

金沢市住宅政策課：076-220-2553

- ・ 石川県の窓口

土木部建築住宅課：076-225-1778